

第1章 医療法

3 - (2) 病院、診療所、助産所開設許可事項の一部変更届

1 事 案	病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したものの又は助産師でない者で助産所を開設したもので、開設者の住所、氏名、その他厚生省令で定める事項に変更を生じた場合、変更後10日以内に届け出る
2 根拠法令	<p>令4条1項、則1条の14第4項(病院・診療所)、則2条3項(助産所)</p> <p>事項：病院・診療所 則1条の14第1項 1号 開設者の氏名・住所(法人理事長や代表者等の変更を除く) 2号 施設の名称 4号 診療科目 6号 開設者が臨床研修等修了医師・歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨 14号 病床(減床のみ) 15号 定款・寄附行為・条例 1条の14第2項(病院の場合)汚水の排出状況</p> <p>事項：助産所 則2条1項 1号 開設者の住所及び氏名 2号 名称 7号(法人等開設の場合)定款・寄附行為又は条例</p>
3 提出宛名	知事(保健所長受理)
4 提出部数	2部
5 添付書類	<p>(1) 変更の内容が確認できる書類^{*1}</p> <p>^{*1}：下記は必須。他は保健所が必要と判断した書類 定款、寄附行為、条例(以下、「定款等」)を変更した場合はその写し。 施設名を変更した場合は定款等の写し。 開設者氏名・住所を変更した場合は登記簿謄本の写し。 変更許可申請を要しない病床数減少の場合は、変更前後の病床種別毎の総病室数・病床数並びに減少する病室の病室名と病床数を記載する。また、病床数を変更する病室が明示された変更前後の平面図</p>
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 報告(台帳整理)
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 名称、開設の場所、開設許可年月日及び許可指令番号は台帳と相違ないか。</p> <p>(3) 届出が変更後10日以内に行われていない場合は遅延理由書又は顛末書が添付されているか。</p>

(様式3-(2))

病院、診療所、助産所開設許可事項の一部変更届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者 氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり変更したので、医療法施行令第4条第1項の規定に基づきお届けします。

記

1 名 称

2 開設の場所

3 開設許可年月日
及び許可指令番号 年 月 日 長崎県指令 第 号

4 変更の理由

5 変更の年月日

6 変更した事項

(1) 変 更 前

(2) 変 更 後